○国土交通省令第六十七号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（運送引受書の交付）

第七条の二　一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

一　事業者の名称

二　運行の開始及び終了の地点及び日時

三　運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時

四　旅客が乗車する区間

五　乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六　乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七　運賃及び料金の額

八　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める事項

2　一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十四年七月二十日から施行する。

○国土交通省令第六十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の二第一項及び第十三条第三項第四号の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を改正する省令

第十条第九号中「その他の」の下に「旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した」を加え、同条に次の一号を加える。

十　前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

第三十七条の九を次のように改正する。

（禁止行為）

第三十七条の九　法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為

二　旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第五十六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）並びに関係法令の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第一条　平成二十六年三月三十日までの間、海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この条において「銀行告示」という。）第二条に規定する海外営業拠点をいう。）を有しない銀行に係る銀行告示の適用については、銀行告示第二十八条第一項中「その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、銀行告示第四十条第一項中「、その他有価証券評価差損及び」とあるのは「及び」とする。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第二条　平成二十六年三月三十日までの間、海外営業拠点（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下この条において「銀行持株会社告示」という。）第二条に規定する海外営業拠点をいう。）を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社に係る銀行持株会社告示の適用については、銀行持株会社告示第十七条第一項中「その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定」とあるのは、「為替換算調整勘定」とする。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第三条　平成二十六年三月三十日までの間、信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下この条において「信用金庫告示」という。）第二条に規定する海外拠点をいう。）を有しない信用金庫連合会に係る信用金庫告示の適用については、信用金庫告示第四条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、信用金庫告示第十三条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額」とあるのは「の額」とする。